

(様式第6号)

七宗町告示第 91 号

七宗農業振興地域整備計画を変更しようとするので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

当該農用地利用計画の変更案に係る農用区域内にある土地所有者、その他土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成21年12月16日（注：縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内に町長にこれを申し出ることができる。

平成21年11月16日

市町村長 岐阜県加茂郡七宗町
町長 井戸 敬 二



1 農業振興地域整備計画「農用地利用計画」変更案の縦覧期間

自 平成21年11月16日（注：公告年月日）

至 平成21年12月16日（注：公告日の翌日から起算して30日目の日）

2 農業振興地域整備計画「農用地利用計画」変更案の縦覧場所

七宗町農業委員会事務局

〒509-0492 岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3
七宗町役場 農林建設課 農務係内

- (注) 1 公告縦覧期間の起算日については、法律に特段の規程がないことから民法第140条を準用する。民法第140条は、午前0時より公告を行った場合以外は初日は算入しないので、通常は、公告の翌日が起算日となる。
- 2 公告縦覧期間中の休日は、期間に算入する。
- 3 公告縦覧期間の満了日については、満了する日が、日曜日、祝日、年末年始の休日及び市町村の条例で定めている勤務を要しない日(以下「日曜日等」という。)にあたる時は、民法第142条及び地方自治法第4条の2の規程により、その翌日をもって公告縦覧期間満了の日となる。
- 4 異議の申出期間の起算日については、農振法第11条第2項で、縦覧期間満了日の翌日から起算することと規程されているので、縦覧期間満了日の翌日が日曜日等であっても日曜日等の日から初日を起算する。
- 5 異議の申出期間中の休日は、期間に算入する。
- 6 異議の申出期間の満了日については、満了する日が、日曜日等にあたる時は、民法第142条及び地方自治法第4条の2の規程により、その翌日をもって期間満了の日となる。